

平成26年度 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の概要

資料1

No	項目	共通選抜		定通分割選抜
		全日制・定時制(特別の時間)	定時制(特別の時間を除く)	定時制(特別の時間を除く)
1	課程	全日制・定時制(特別の時間)	定時制(特別の時間を除く)	定時制(特別の時間を除く)
2	募集人員	募集定員全て募集	募集定員の8割を募集	共通選抜の募集人員を差し引いた人員を募集
3	志 願	入学願書、面接シート等を志願先高等学校長に提出 ※専門学科(工業科)のみ同一高等学校の同一専門学科内の他の学科に第2希望として志願することができる		
4	選抜日程	募集期間	[1月 29日(水)、30日(木)、31日(金)]	[3月3日(月)・4日(火)]
		志願変更	[2月5日(水)・6日(木)・7日(金)]	[3月5日(水)・6日(木)]
		検査日	学力検査 [2月14日(金)] 面接 [2月17日(月)・18日(火)] 特色検査 [2月15日(金)・17日(月)・18日(火)・19日(水)]	学力検査 [3月11日(火)] 面接・特色検査 [3月12日(水)]
		合格発表日	[2月 27日(木)]	[3月 18日(火)]
5	選抜の方法	検査内容	○学力検査(5教科 各50分) ○面接 ○必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査]	○学力検査(3教科 各50分) ○面接 ○必要に応じて特色検査 [実技検査、自己表現検査]
		学力検査の教科等	国語、社会、数学、理科及び外国語(英語) ただし、特色検査を実施する場合は、3教科まで減じることができる	国語、数学及び外国語(英語)
6	選考方法	数値算出の方法	調査書の評定・学力検査の得点・面接の結果を100点に換算し、各学校が定めた比率で合計数値を算出 特色検査を実施した場合は、その結果を100点満点に換算し、各校の定める比率で加える	
		特定教科の重点化	調査書の学習記録の評定 3教科の範囲で2倍までの範囲で重点化できる 学力検査 2教科の範囲で2倍までの範囲で重点化できる	
		選考	第1次選考 募集人員の90%まで、算出した数値で選考 第2次選考 調査書の評定を用いずに募集人員まで選考	算出した数値で選考
		※調査書の整わない者については、資料を活用し、適正に選考		
7	通学区域	川崎市立高校	普通科 : 川崎市内全域(学区外は定員の8%以内) 専門学科 : 県内全域(県内どこからでも志願可能)	
		県立高校 横須賀市立高	県内全域	
		横浜市立高校	全日制普通科・単位制定時制 : 横浜市内全域(学区外は定員の8%以内) 国際学科・普通科専門コース : 横浜市内全域(学区外は30%以内) 上記以外の専門学科(商業科・理数科)・定時制(学年制) : 県内全域	

昼間の時間等に学べる定時制課程の入学者選抜における競争率
 (共通選抜において定員の100%を募集した定時制課程の志願状況(過去3年間))

	学校名	学科・部名	学校の特色	競争率		
				後期選抜		共通選抜
				23年度	24年度	25年度
県立	川崎	普通科	フレキシブルスクール	1.34	1.80	1.26
	厚木清南	普通科		1.91	1.91	1.07
	相模向陽館	普通科 午前部	二部制(昼間)定時制	2.17	2.00	1.81
		普通科 午後部		1.45	1.69	1.12
	平塚農業初声分校	園芸化学科	昼間定時制(3年制)	1.28	1.89	1.20
横浜市立	横浜総合	総合学科Ⅰ部(午前部)	多部制定時制	2.25	1.51	1.60
		総合学科Ⅱ部(午後部)		2.02	2.56	1.54
		総合学科Ⅲ部(夜間部)		1.37	2.37	0.97
昼間の時間等に学べる定時制平均競争率				1.72	1.97	1.32
県内定時制平均競争率 ※				1.11	1.07	0.96

※平成23・24年度は、全日制と同一日程で検査を実施した学校(横浜総合、平塚農業発声分校)を除く

平成26年度より二部制定時制で募集を開始

市立	川崎	普通科 昼間部	二部制定時制
		普通科 夜間部	

学校教育法施行規則(抜粋)

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者

学校教育法(抜粋)

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有するもののうち、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者は、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条の入学者選抜を除く、以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有するもののうち、身体の状況により、高等学校に就学することが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であって、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

（入学許可の取消し）

第7条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。